

国立大学法人高知大学再雇用職員給与規則

平成 18 年 10 月 11 日
規則 第 45 号

最終改正 令和 7 年 3 月 25 日規則第 97 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、国立大学法人高知大学再雇用職員就業規則（以下「再雇用職員就業規則」という。）第 10 条の規定に基づき、国立大学法人高知大学（以下「本学」という。）の再雇用職員の給与に関し、必要な事項を定める。

(法令との関係)

第 2 条 再雇用職員の給与に関して、この規則の定めのない事項については、労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）その他法令の定めるところによる。

(給与の種類)

第 3 条 再雇用職員の給与は、本給、諸手当及び賞与とする。ただし、再雇用職員就業規則別表 1 の職種欄に掲げる事務補佐員、技術補佐員、医療補佐員、技能補佐員及び労務補佐員（以下「補佐員」という。）は、本給及び諸手当とする。

2 諸手当は、本給の調整額、管理職手当（再雇用職員就業規則別表 1 の職種欄に掲げる附属学校教員（以下「附属学校教員」という。）に限る。）、教職調整額（附属学校教員に限る。）、通勤手当、特殊勤務手当、共同研究業績手当、研究代表者等特別手当、幼児教育・看護業務等手当、高度専門職手当、義務教育等教員特別手当（附属学校教員に限る。）、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当（附属学校教員に限る。）及び職務付加手当とする。ただし、本給の調整額の国立大学法人高知大学職員給与規則（以下「職員給与規則」という。）別表第 2 - 2 調整基本額表（第 22 条関係）の職務の級の適用については、別表 1 に掲げる職務の級を当該職務の級とみなして取り扱うものとし、義務教育等教員特別手当の職員給与規則第 32 条第 2 項の規定の適用については、同項中「職務の級及び号俸の別に応じて、別表第 6」とあるのは「国立大学法人高知大学再雇用職員給与規則別表 2」とする。

3 賞与は、期末手当及び勤勉手当とする。

(給与の計算期間)

第 4 条 本給及び諸手当の計算期間は、一の月の初日から末日までとする。

(給与の支給日)

第5条 本給、諸手当（研究代表者等特別手当を除く。）及び賞与の支給日は、次の表に掲げるとおりとする。

給与の種類	支給日
本給 本給の調整額 管理職手当 教職調整額 通勤手当 幼児教育・看護業務等手当 高度専門職手当 義務教育等教員特別手当 職務付加手当	その月の17日（ただし、17日が日曜日に当たるときは15日（15日が再雇用職員就業規則第9条に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときは、18日）、17日が土曜日に当たるときは16日（16日が休日に当たるときは15日）、17日が休日かつ月曜日に当たるときは18日に支給する。）
特殊勤務手当 共同研究業績手当 超過勤務手当 休日給 夜勤手当 宿日直手当 管理職員特別勤務手当	翌月（ただし、特殊勤務手当のうち放射線取扱手当にあつては翌々月）の17日（ただし、17日が日曜日に当たるときは15日（15日が休日に当たるときは、18日）、17日が土曜日に当たるときは16日（16日が休日に当たるときは15日）、17日が休日かつ月曜日に当たるときは18日に支給する。）
賞与 （期末手当及び勤勉手当）	6月30日及び12月10日（ただし、その日が日曜日に当たるときは前々日、土曜日に当たるときは前日）

（再雇用職員の本給）

第6条 本給月額、その者の職種の別に応じ、別表3に掲げるとおりとし、各本給表の適用範囲は、それぞれ当該本給表に定めるところによる。

（再雇用短時間勤務職員の本給）

第7条 再雇用職員就業規則第3条に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「再雇用短時間勤務職員」という。）の本給月額は、前条の規定にかかわらず、これらの規定による本給月額に、その者の1週間当たりの勤務時間をフルタイム勤務者の1週間当たりの勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。

2 再雇用短時間勤務職員のうち本給の調整額が支給される者の前項の本給月額の設定については、「これらの規定による本給月額」を「これらの規定による本給月額に本給の調整額を加えた額」に読み替えて適用するものとする。

(諸手当)

第8条 諸手当の支給については、職員給与規則第22条、第23条(附属学校教員に限る。)、第24条(附属学校教員に限る。)、第29条、第31条、第31条の3、第31条の4(再雇用短時間勤務職員にあつては、国立大学法人高知大学非常勤職員給与規則第15条の17)、第31条の5、第31条の7(再雇用短時間勤務職員にあつては、同条の適用については、同条中「当該各号に掲げる額」とあるのは「当該各号に掲げる額に、その者の1週間当たりの勤務時間を38時間45分で除して得た数を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額」と読み替えるものとする。)、第32条(附属学校教員に限る。)、第33条から第36条まで、第37条(附属学校教員に限る。)及び第38条の規定を準用する。ただし、再雇用短時間勤務職員が、1日の勤務が7時間45分又は1週の勤務が38時間45分内において職員の勤務時間を超えて勤務した全時間に対しては、勤務1時間当たりの給与額の100分の100を支給する。

(賞与)

第8条の2 期末手当及び勤勉手当を、次の条に規定するほか職員給与規則に定める国立大学法人高知大学職員就業規則(以下「職員就業規則」という。)第3条第1項に規定する職員の例に準じて支給する。

第8条の3 期末手当支給割合は、100分の70とし、勤勉手当支給割合は、基準日以前6月以内の期間におけるその者の勤務成績(学長が別に定めるものは、直近の人事評価の結果及び基準日以前6月以内の期間における勤務の状況)に応じた別に定める割合とする。

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に前項の支給割合を乗じて得た額とし、勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に100分の50を乗じて得た額の総額の範囲内の額とし、それぞれの額に、基準日前6月以内におけるその者の在職期間の区分に応じた割合を乗じて得た額とする。

3 前項の期末手当基礎額及び勤勉手当基礎額は、それぞれの基準日現在(基準日前1月以内に退職し、又は解雇された職員にあつては、退職し、又は解雇された日現在)において職員が受けるべき本給月額、本給の調整額の月額、教職調整額の月額(附属学校教

員に限る。)及び本給月額と本給の調整額の月額の合計額に次の表に定める職名に応じた加算割合を乗じて得た額の合計額とする。

職名	加算割合
課長補佐(再雇用職員)、室長(再雇用職員)、専門員(再雇用職員)	100分の10
専門職員(再雇用職員)、係長(再雇用職員)	100分の5
教授(再雇用大学教員)	100分の15
准教授(再雇用大学教員)、講師(再雇用大学教員)	100分の10
助教(再雇用大学教員)、助手(再雇用大学教員)	100分の5
副校長(再雇用附属学校教員)、副園長(再雇用附属学校教員)、主幹教諭(再雇用附属学校教員)、教諭(再雇用附属学校教員)	100分の10
薬剤師(再雇用職員)、診療放射線技師(再雇用職員)、栄養士(再雇用職員)、臨床検査技師(再雇用職員)、理学療法士(再雇用職員)、作業療法士(再雇用職員)、言語聴覚士(再雇用職員)、歯科衛生士(再雇用職員)、歯科技工士(再雇用職員)、臨床工学技士(再雇用職員)、視能訓練士(再雇用職員)、医療技術職員(再雇用職員)、公認心理師(再雇用職員)、臨床心理士(再雇用職員)、認定遺伝カウンセラー(再雇用職員)	100分の5
看護師(再雇用職員)、助産師(再雇用職員)、衛生管理者(再雇用職員)	100分の5

(給与の減額)

第9条 職員が勤務しないときは、休日である場合、再雇用職員就業規則第9条に規定する休暇(有給の休暇に限る。)による場合、職員就業規則第29条(補佐員については国立大学法人高知大学非常勤職員就業規則第22条)の規定の準用により業務の遂行を免除された場合その他その勤務しないことにつき特に承認のあった場合を除き、その勤務しない1時間につき、職員給与規則第11条の規定を準用して算定した勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

(その他)

第10条 給与の支払いその他この規則に定めのない事項については、職員給与規則を準用する。

2 前項により難しい場合は、その都度個別に定めるものとする。

附 則

この規則は、平成 18 年 10 月 11 日から施行する。

附 則（平成 19 年 3 月 12 日規則第 96 号）

この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 21 年 3 月 11 日規則第 115 号）

この規則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 22 年 3 月 31 日規則第 96 号）

この規則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 22 年 11 月 22 日規則第 47 号）

この規則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 23 年 1 月 26 日規則第 56 号）

この規則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 23 年 3 月 24 日規則第 97 号）

この規則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 24 年 4 月 25 日規則第 7 号）

（施行日）

第 1 条 この規則は、平成 24 年 5 月 1 日から施行する。

（補佐員以外の再雇用職員の本給月額等の減額支給等）

第 2 条 この規則の施行日から平成 26 年 3 月 31 日までの間（以下「特例期間」という。）、補佐員以外の再雇用職員に対する次に掲げる給与の支給に当たっては、次の各号に掲げる給与の額から、それぞれ当該各号に定める額に相当する額を減ずる。

- (1) 本給月額 再雇用職員給与規則第 6 条に掲げる本給表の適用を受ける補佐員以外の再雇用職員に対する本給月額の支給に当たっては、本給月額から、本給月額に、当該職員に適用される次の表の左欄に掲げる本給表及び同表の中欄に掲げる職名の区分に応じそれぞれ同表の右欄に定める割合（以下「支給減額率」という。）を乗じて得た額に相当する額

本給表	職名	割合
一般職本給表（一）	主任(再雇用職員)、 教室系技術職員(再雇用職員)	100 分の 4.77

教育職本給表（一）	教授(再雇用大学教員)	100 分の 9.77
	講師(再雇用大学教員)、准教授(再雇用大学教員)	100 分の 7.77
	助手(再雇用大学教員)、助教(再雇用大学教員)	100 分の 4.77
教育職本給表（二）	教諭(再雇用附属学校教員)	100 分の 4.77
教育職本給表（三）	教諭(再雇用附属学校教員)	100 分の 4.77
医療職本給表（二）	薬剤師(再雇用職員)、診療放射線技師(再雇用職員)、栄養士(再雇用職員)、臨床検査技師(再雇用職員)、理学療法士(再雇用職員)、作業療法士(再雇用職員)、言語聴覚士(再雇用職員)、歯科衛生士(再雇用職員)、歯科技工士(再雇用職員)、臨床工学技士(再雇用職員)、視能訓練士(再雇用職員)、医療技術職員(再雇用職員)	100 分の 4.77
医療職本給表（三）	看護師(再雇用職員)、助産師(再雇用職員)、衛生管理者(再雇用職員)	100 分の 4.77

(2) 期末手当 当該職員が受けるべき期末手当の額に 100 分の 9.77 を乗じて得た額

(3) 勤勉手当 当該職員が受けるべき勤勉手当の額に 100 分の 9.77 を乗じて得た額

2 特例期間においては、補佐員以外の再雇用職員に対する再雇用職員給与規則第 9 条に規定する勤務 1 時間当たりの給与額は、職員給与規則第 11 条の規定にかかわらず、同条の規定により算出した給与額から、本給の月額を毎年 4 月 1 日を起算日とした 1 年間における 1 月平均所定勤務時間で除して得た額に当該職員の支給減額率を乗じて得た額に相当する額を減じた額とする。

3 特例期間においては、国立大学法人高知大学職員給与規則の一部を改正する規則（平成 24 年規則第 3 号）附則第 2 条第 2 項の規定は、補佐員には適用しないものとする。

附 則（平成 25 年 7 月 25 日規則第 32 号）

（施行日）

第 1 条 この規則は、平成 25 年 7 月 25 日から施行する。

（特例調整手当）

第 2 条 平成 25 年度に限り、特例措置として、平成 25 年 7 月 1 日に在職する再雇用職員のうち平成 24 年規則第 7 号第 2 条の規定の適用を受ける次に掲げる者以外の者に対し、平成 25 年 8 月の給与の支給日に特例調整手当を支給する。

- (1) 休職者（職員就業規則第 13 条の規定により休職にされている職員をいう。ただし、職員給与規則第 45 条第 1 項から第 5 項までの規定の適用を受けている休職者を除く。）
- (2) 停職者（職員就業規則第 65 条第 3 号の規定により停職にされている職員をいう。）
- (3) 育児休業職員（国立大学法人高知大学育児休業等に関する規則第 3 条に規定する育児休業の適用を受けている職員をいう。）
- (4) 介護休業職員（国立大学法人高知大学介護休業等に関する規則第 4 条に規定する介護休業の適用を受けている職員をいう。）

2 特例調整手当の額は、次に掲げる平成 24 年規則第 7 号第 2 条第 1 項第 1 号に定める当該職員に適用される支給減額率の区分に応じて、それぞれ次に掲げる額とする。

- (1) 100 分の 4.77 である職員 30,000 円
- (2) 100 分の 7.77 である職員 20,000 円
- (3) 100 分の 9.77 である職員 15,000 円

附 則（平成 26 年 3 月 26 日規則第 102 号）

（施行日）

第 1 条 この規則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

（定年年齢の見直しに伴う経過措置）

第 2 条 平成 26 年度及び平成 27 年度に限り、別表 2 に定める「教育職本給表（一）」の適用を受ける職員のうち、教授（再雇用大学教員）及び准教授（再雇用大学教員）の本給月額については、次の表により読み替えて適用する。

本給表	職名	本給月額	備考
	教授（再雇用大学教員）	522,700 円	

教育職本給表（一）	准教授（再雇用大学教員）	412,500 円	
-----------	--------------	-----------	--

附 則（平成 26 年 12 月 24 日規則第 35 号）

（施行日）

第 1 条 この規則は、平成 27 年 1 月 1 日から施行し、平成 26 年 12 月 1 日に在職する再雇用職員に対し、平成 26 年 4 月 1 日から適用する。

（平成 26 年 12 月期における勤勉手当の特例）

第 2 条 平成 26 年 12 月期においては、改正後の国立大学法人高知大学再雇用職員給与規則第 8 条の 3 第 2 項中「100 分の 35」とあるのは「100 分の 37.5」とする。

附 則（平成 27 年 3 月 25 日規則第 115 号）

この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 28 年 2 月 24 日規則第 68 号）

（施行日）

第 1 条 この規則は、平成 28 年 2 月 24 日から施行し、平成 28 年 2 月 1 日に在職する再雇用職員に対し、平成 27 年 4 月 1 日から適用する。

（平成 27 年度における勤勉手当の特例）

第 2 条 平成 27 年 6 月期においては、改正後の国立大学法人高知大学再雇用職員給与規則第 8 条の 3 第 2 項中「100 分の 37.5」とあるのは「100 分の 35」と、平成 27 年 12 月期においては、同項中「100 分の 37.5」とあるのは「100 分の 40」とする。

附 則（平成 28 年 2 月 24 日規則第 68 号）

この規則は、平成 28 年 2 月 24 日から施行し、平成 28 年 2 月 1 日に在職する再雇用職員に対し、平成 27 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 29 年 1 月 20 日規則第 52 号）

（施行日）

第 1 条 この規則は、平成 29 年 1 月 20 日から施行し、平成 29 年 1 月 1 日に在職する再雇用職員に対し、平成 28 年 4 月 1 日から適用する。

（平成 28 年度における勤勉手当の特例）

第 2 条 平成 28 年 6 月期においては、改正後の国立大学法人高知大学再雇用職員給与規則第 8 条の 3 第 2 項中「100 分の 40」とあるのは「100 分の 37.5」と、平成 28 年 12 月期においては、同項中「100 分の 40」とあるのは「100 分の 42.5」とする。

附 則（平成 30 年 1 月 18 日規則第 37 号）

(施行日)

第1条 この規則は、平成30年1月18日から施行し、平成30年1月1日に在職する再雇用職員に対し、平成29年4月1日から適用する。

(平成29年度における勤勉手当の特例)

第2条 平成29年6月期においては、改正後の国立大学法人高知大学再雇用職員給与規則第8条の3第2項中「100分の42.5」とあるのは「100分の40」と、平成29年12月期においては、同項中「100分の42.5」とあるのは「100分の45」とする。

附 則 (平成31年1月16日規則第56号)

(施行日)

第1条 この規則は、平成31年1月16日から施行し、平成31年1月1日に在職する再雇用職員に対し、平成30年4月1日から適用する。

(平成30年度における期末手当の特例)

第2条 平成30年6月期においては、改正後の国立大学法人高知大学再雇用職員給与規則第8条の3第1項中「100分の72.5」とあるのは「100分の65」と、平成30年12月期においては、同項中「100分の72.5」とあるのは「100分の80」とする。

(平成30年度における勤勉手当の特例)

第3条 平成30年6月期においては、改正後の国立大学法人高知大学再雇用職員給与規則第8条の3第2項中「100分の45」とあるのは「100分の42.5」と、平成30年12月期においては、同項中「100分の45」とあるのは「100分の47.5」とする。

附 則 (令和2年3月24日規則第84号)

この規則は、令和2年4月1日から施行する。ただし、別表1の医療補佐員（診療放射線技師）（再雇用職員）に係る規定については、令和2年3月24日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

附 則 (令和2年9月17日規則第7号)

この規則は、令和2年9月17日から施行する。

附 則 (令和3年3月19日規則第62号)

この規則は、令和3年3月19日から施行し、令和2年11月1日から適用する。

附 則 (令和4年6月13日規則第17号)

この規則は、令和4年6月13日から施行し、令和4年6月1日から適用する。

附 則 (令和4年6月13日規則第19号)

この規則は、令和4年6月13日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

附 則（令和5年1月31日規則第73号）

（施行日）

第1条 この規則は、令和5年1月31日から施行し、令和5年1月31日に在職する再雇用職員に対し、令和4年4月1日から適用する。

（令和4年度における勤勉手当の特例）

第2条 令和4年6月期においては、改正後の国立大学法人高知大学再雇用職員給与規則第8条の3第2項中「100分の47.5」とあるのは「100分の45」と、令和4年12月期においては、同項中「100分の47.5」とあるのは「100分の50」とする。

附 則（令和5年3月24日規則第116号）

この規則は、令和5年3月24日から施行する。

附 則（令和5年1月31日規則第74号）

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和6年1月29日規則第47号）

（施行日）

第1条 この規則は、令和6年1月29日から施行し、令和6年1月1日に在職する再雇用職員に対し、令和5年4月1日から適用する。

（令和5年度における期末手当の特例）

第2条 令和5年6月期においては、改正後の国立大学法人高知大学再雇用職員給与規則第8条の3第1項中「100分の68.75」とあるのは「100分の67.5」と、令和5年12月期においては、同項中「100分の68.75」とあるのは「100分の70」とする。

（令和5年度における勤勉手当の特例）

第3条 令和5年6月期においては、改正後の国立大学法人高知大学再雇用職員給与規則第8条の3第2項中「100分の48.75」とあるのは「100分の47.5」と、令和5年12月期においては、同項中「100分の48.75」とあるのは「100分の50」とする。

附 則（令和6年3月26日規則第81号）

この規則は、令和6年3月26日から施行し、令和6年2月1日から適用する。

附 則（令和6年12月13日規則第46号）

この規則は、令和6年12月13日から施行し、令和6年12月1日に在職する再雇用職員に対し、令和6年4月1日から適用する。

附 則（令和6年12月13日規則第47号）

この規則は、令和6年12月13日から施行し、令和6年12月1日に在職する再雇用職員に対し、令和6年4月1日から適用する。

附 則（令和7年3月4日規則第70号）

（施行日）

第1条 この規則は、令和7年3月4日から施行し、令和7年3月1日に在職する再雇用職員に対し、令和6年12月1日から適用する。

（令和6年12月期における期末手当の特例）

第2条 令和6年12月期においては、改正後の国立大学法人高知大学再雇用職員給与規則第8条の3第1項中「100分の70」とあるのは「100分の71.25」とする。

（令和6年12月期における勤勉手当の特例）

第3条 令和6年12月期においては、改正後の国立大学法人高知大学再雇用職員給与規則第8条の3第2項中「100分の50」とあるのは「100分の51.25」とする。

附 則（令和7年3月25日規則第96号）

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

附 則（令和7年3月25日規則第97号）

- 1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行日前日に改正前の国立大学法人高知大学再雇用職員就業規則第2条及び第3条に基づき在職し、施行日以後も在職する再雇用職員については、この規則による改正後の国立大学法人高知大学再雇用職員給与規則の規定にかかわらず、第3条第2項、第5条、第8条、第9条及び別表3の本給月額に係る改正を除き、なお従前の例による。

別表1（第3条関係）

本給表	職名	職務の級
一般職本給表（一）	課長補佐（再雇用職員）、室長（再雇用職員）、 専門員（再雇用職員）	4級
	専門職員（再雇用職員）、係長（再雇用職員）	3級
	主任（再雇用職員）	2級
	係員（再雇用職員）、事務補佐員（再雇用職員）、 医療補佐員（医療ソーシャルワーカー） （再雇用職員）	1級
一般職本給表（二）	医療補佐員（看護助手）（再雇用職員）	1級
教育職本給表（一）	教授（再雇用大学教員）	5級
	准教授（再雇用大学教員）	4級
	講師（再雇用大学教員）	3級
	助教（再雇用大学教員）	2級
	助手（再雇用大学教員）	1級
教育職本給表（二）	副校長（再雇用附属学校教員）	3級
	主幹教諭（再雇用附属学校教員）	特2級
	教諭（再雇用附属学校教員）	2級
教育職本給表（三）	副校長（再雇用附属学校教員）、副園長（再 雇用附属学校教員）	3級
	主幹教諭（再雇用附属学校教員）	特2級
	教諭（再雇用附属学校教員）	2級
医療職本給表（二）	診療放射線技師（再雇用職員）、臨床検査技 師（再雇用職員）、医療補佐員（診療放射線 技師）（再雇用職員）、医療補佐員（臨床検 査技師）（再雇用職員）	2級
医療職本給表（三）	看護師（再雇用職員）、助産師（再雇用職員）、 衛生管理者（再雇用職員）、医療補佐員（看	2級

	護師) (再雇用職員)、医療補佐員 (助産師) (再雇用職員)	
	医療補佐員 (准看護師) (再雇用職員)	1 級

別表 2 (第 3 条関係)

附属学校教員の義務教育等教員特別手当の月額

本給表	職名	職務の級	月額
教育職本給表 (二)	副校長 (再雇用附属学校教員)	3 級	12,800 円
	主幹教諭 (再雇用附属学校教員)	特 2 級	11,300 円
	教諭 (再雇用附属学校教員)	2 級	9,700 円
教育職本給表 (三)	副校長 (再雇用附属学校教員)	3 級	12,800 円
	副園長 (再雇用附属学校教員)		
	主幹教諭 (再雇用附属学校教員)	特 2 級	11,300 円
	教諭 (再雇用附属学校教員)	2 級	9,700 円

別表 3 (第 6 条関係)

本給表	職名	本給月額	備考
一般職本給表 (一)	課長補佐 (再雇用職員)、室長 (再雇用職員)、専門員 (再雇用職員)	279,700 円	
	専門職員 (再雇用職員)、係長 (再雇用職員)	260,000 円	
	主任 (再雇用職員)	219,500 円	
	係員 (再雇用職員)	192,000 円	
	事務補佐員 (再雇用職員)、技術補佐員 (再雇用職員)、技術補佐員 (実習助手) (再雇用職員)、医療補佐員 (医療ソーシャルワーカー) (再雇用職員)	178,300 円	

一般職本給表（二）	自動車運転手（再雇用職員）、調理師（再雇用職員）、実験助手（再雇用職員）、ボイラ技士（再雇用職員）、機械操作員（再雇用職員）、用務員（再雇用職員）	197,900 円	
	技術補佐員（動物飼育員）（再雇用職員）、医療補佐員（再雇用職員）、医療補佐員（看護助手）（再雇用職員）、医療補佐員（薬剤助手）（再雇用職員）、医療補佐員（検査助手）（再雇用職員）、医療補佐員（医療機器操作（運転）員）（再雇用職員）、医療補佐員（医療技術補助員）（再雇用職員）、技能補佐員（自動車運転手）（再雇用職員）、技能補佐員（調理師）（再雇用職員）、技能補佐員（実験助手）（再雇用職員）、技能補佐員（ボイラ技士）（再雇用職員）、技能補佐員（機械操作員）（再雇用職員）、労務補佐員（用務員）（再雇用職員）	178,300 円	
教育職本給表（一）	教授（再雇用大学教員）	406,100 円	
	准教授（再雇用大学教員）	321,200 円	
	講師（再雇用大学教員）	299,000 円	
	助教（再雇用大学教員）	288,000 円	
	助手（再雇用大学教員）	240,100 円	
教育職本給表（二）	副校長（再雇用附属学校教員）	344,300 円	附属特別支援学校教員
	主幹教諭（再雇用附属学校教員）	308,200 円	
	教諭（再雇用附属学校教員）	279,100 円	

教育職本給表（三）	副校長（再雇用附属学校教員）、副園長（再雇用附属学校教員）	337,500 円	附属幼稚園教員、附属小学校教員、附属中学校教員
	主幹教諭（再雇用附属学校教員）	303,400 円	
	教諭（再雇用附属学校教員）	276,000 円	
医療職本給表（二）	薬剤師（再雇用職員）、診療放射線技師（再雇用職員）、栄養士（再雇用職員）、臨床検査技師（再雇用職員）、理学療法士（再雇用職員）、作業療法士（再雇用職員）、言語聴覚士（再雇用職員）、歯科衛生士（再雇用職員）、歯科技工士（再雇用職員）、臨床工学技士（再雇用職員）、視能訓練士（再雇用職員）、医療技術職員（再雇用職員）、公認心理師（再雇用職員）、臨床心理士（再雇用職員）、認定遺伝カウンセラー（再雇用職員）	219,600 円	
	医療補佐員（薬剤師）（再雇用職員）、医療補佐員（診療放射線技師）（再雇用職員）、医療補佐員（栄養士）（再雇用職員）、医療補佐員（臨床検査技師）（再雇用職員）、医療補佐員（理学療法士）（再雇用職員）、医療補佐員（作業療法士）（再雇用職員）、医療補佐員（言語聴覚士）（再雇用職員）、医療補佐員（歯科衛生士）（再雇用職員）、医療補佐員（歯科技工士）（再雇用職員）、医療補佐員（臨床工学技士）（再雇用職員）、医療補佐員（視能訓練士）（再雇用職員）、医療補佐員（医療	178,300 円	

	技術職員）（再雇用職員）、医療補佐員（公認心理師）（再雇用職員）、医療補佐員（臨床心理士）（再雇用職員）、医療補佐員（認定遺伝カウンセラー）（再雇用職員）		
医療職本給表（三）	看護師（再雇用職員）、助産師（再雇用職員）、衛生管理者（再雇用職員）	239,700 円	
	医療補佐員（看護師）（再雇用職員）、医療補佐員（助産師）（再雇用職員）、医療補佐員（准看護師）（再雇用職員）、医療補佐員（衛生管理者）（再雇用職員）	178,300 円	